

グループホーム「第2東神田の里」入居時利用料金表

令和6年6月1日 現在

1. 認知症対応型共同生活介護費(介護保険負担割合に応じた額) + 家賃 + 居住運営管理費 + 食費

【ご利用者様の要介護度に応じた金額をお支払ください。】

※()ない場合は、1割負担

※()内は、2割負担

※【 】内は、3割負担

介護度	一割負担	家賃	運営管理費	食費	1日	1月(30日)
要介護1	794円 (1,588円) [2,381円]	2,200円	1,000円	1,380円	5,374円 (6,168円) [6,961円]	161,220円 (185,040円) [208,830円]
要介護2	831円 (1,661円) [2,492円]	2,200円	1,000円	1,380円	5,411円 (6,241円) [7,072円]	162,330円 (187,230円) [212,160円]
要介護3	856円 (1,712円) [2,568円]	2,200円	1,000円	1,380円	5,436円 (6,292円) [7,148円]	163,080円 (188,760円) [214,440円]
要介護4	873円 (1,746円) [2,619円]	2,200円	1,000円	1,380円	5,453円 (6,326円) [7,199円]	163,590円 (189,780円) [215,970円]
要介護5	891円 (1,782円) [2,672円]	2,200円	1,000円	1,380円	5,471円 (6,362円) [7,252円]	164,130円 (190,860円) [217,560円]

2. 入居時費用

入居一時金	300,000円
-------	----------

*入居後1年以内に退去される場合は20万円返金。1年～2年以内に退去される場合は10万円返金致します。

3. その他の介護保険給付サービス(下記項目に該当した場合は加算されます。)

※()ない場合は、1割負担 ※()内につきましては、介護保険負担割合が2割の場合。

※【 】内につきましては、介護保険負担割合が3割の場合。

初期加算	・入居した日から30日間算定。 ・医療機関に1か月以上入院した後、退院して再入居した場合も同様に30日間算定。	32円/日 (64円/日) [95円/日]
医療連携体制加算(Ⅰ)ハ	・日常的な健康管理と医療が必要になったときに適切な対応が取れる体制を整備している場合	39円/日 (78円/日) [117円/日]
医療連携体制加算(Ⅱ)	・日常的な健康管理と医療が必要になったときに適切な対応が取れる体制を整備している場合であり、かつ医療的ケアが必要な方を受け入れている場合に算定できる。	6円/日 (11円/日) [16円/日]
退居時情報提供加算	・医療機関へ退居する入居者等について退居後医療機関に対して入居者を紹介する際、入居者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に1月に1回、連続する5日を限定として算定する。	264円/回 (527円/回) [791円/回]
退居時相談援助加算	・利用者が退去する時に適切な相談援助をした場合 ・利用者一人につき1回を限度	422円/回 (844円/回) [1,265円/回]
若年性認知症利用者受入加算	・若年性認知症利用者を受入れたときに加算	127円/日 (253円/日) [380円/日]
新興感染症等施設療養費	・入居者等が別に厚生労働省大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ当該感染症に感染した場合に1月に1回、連続する5日を限定として算定する。 ※現時点において指定されている感染症はない。	253円/回 (506円/回) [759円/回]
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	・診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていることで算定。	6円/日 (11円/日) [16円/日]
協力医療機関連携加算	・協力医療機関かが、下記の①、②の用件を満たす場合 ①入居者等の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。	106円/日 (211円/日) [317円/日]
看取り介護加算	・死亡日45日前～31日前	76円/日 (152円/日) [228円/日]
	・死亡日以前4～30日	152円/日 (304円/日) [456円/日]
	・死亡日前日及び前々日	717円/日 (1,434円/日) [2,151円/日]
	・死亡日	1,350円/日 (2,699円/日) [4,048円/日]
科学的介護推進体制加算	・利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、かつ上記の情報その他サービスを適切かつ有効に活用していること。 ・LIFEへのデータ提出頻度について、少なくとも「3月に1回」に見直す。	43円/月 (85円/月) [123円/月]
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	・利用者の安全性並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいて改善活動を継続的に行っている。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う。	7円/日 (13円/日) [19円/日]
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	・入居者の総数のうち、認知症の占める割合が2分の1以上 ・対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、評価の測定し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施 ・認知症ケアについて、PDCAを行い計画の見直しを行っている ・認知症に係る専門的な研修修了者を1名以上配置しつつチームケアを行う。	127円/日 (253円/日) [380円/日]
入院時費用 ※1月に6日を限度として、所定単位数に代えて算定	院後の再入居の受入体制を整えている場合に算定。	260円/日 (519円/日) [778円/日]
口腔衛生管理体制加算	・歯科医師、又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に算定。	32円/月 (64円/月) [95円/月]
口腔・栄養スクリーニング加算	・介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6か月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 *6月に1回を限度とする。	21円/回 (42円/回) [63円/回]
生活機能向上連携加算	・リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、認知症対応型共同生活介護事業所を訪問して助言を行い、機能訓練指導員等個別機能訓練計画書を作成した場合。 *3月に1回を限度とする。	211円/月 (422円/月) [633円/月]
介護職員特定待遇改善加算(Ⅱ)	該当する認知症対応型共同生活介護サービス費と加算により算定した単位数の1000分の178が1月当たりの加算料金です。	

4. その他の介護保険給付外サービス

サービス項目	サービス内容	費用
--------	--------	----

日用品費	シャンプー、リンス、タオル、毎食時のおしごり等の日用品費を提供します。個人用のティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、個人の好みによるフェイスタオル、バスタオル等	実費
おむつの提供	おむつ・パンツ・パッドを提供します。 紙オムツ 紙パンツ 尿とりパッド	102円／1枚 102円／1枚 51円／1枚
寝具リース代	寝具一式	1,020円／1月
教養娯楽費	入居者様の教養娯楽として日常必要なものを提供します。	実費
日常生活管理費	日常生活費(小遣い等の小口現金)の管理	2,000円／1月
理容・美容料	カット2,040円／1回、シェービング510円／1回	実費
クリーニング	高額な衣服や特殊な素材の衣服の場合	実費
その他の料金	コピー代、行事費、予防接種料等	実費
前項目に掲げるもののほか、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収します。		